

○ 提訴に対する回答

京都大学2年 森河選手

失格の取消は行わない。

地図、現地ともに表示は十分 分かり易い状態であった。

又、自身の安全を確保する事は競技者の責であると、

十分に告知されていた。

これらの事から、車の接近が立入禁止区域に進入した事を認める理由とはならない

2017年 11月 17日

裁定委員 高橋 厚

・ 加藤内 尚子

・ 堀田 遼